

(案)

令和7年 月 日

愛知県環境審議会

会長 榊原 秀訓 様

愛知県環境審議会

総合政策部会長 深澤 龍一郎

愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて
(報告)

令和7年6月26日付で当部会に付託がありましたこのことについては、別添のとおり報告します。

担当 愛知県環境審議会総合政策部会事務局

(愛知県環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ)

電話 052-954-6211 (ダイヤルイン)

愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて

(報告) (案)

令和7年 月 日

愛知県環境審議会総合政策部会

はじめに

愛知県における環境影響評価制度は、愛知県環境影響評価条例（平成10年愛知県条例第47号。以下「条例」という。）の施行以降、適切に運用され実効を挙げてきたところであるが、昨今、カーボンニュートラルの実現に向けて、水素、アンモニア等の新たな燃料の利活用が進展していることを踏まえ、令和7年6月24日に知事から「愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて」愛知県環境審議会に諮問がなされ、同審議会総合政策部会においてその審議を行ってきました。

総合政策部会では、令和7年10月に「中間とりまとめ」を公表し、県民意見提出制度（パブリック・コメント制度）に基づき、県民の方々の意見を募集した上で、本報告を取りまとめた。

1 環境影響評価制度の状況

愛知県における環境影響評価制度は、昭和59年8月に「環境影響評価の実施について」が閣議決定されたことを受け、昭和61年3月に愛知県環境影響評価要綱（昭和61年愛知県告示第360号）が制定され、55件の環境影響評価の適用実績が積み重ねられてきた。

その後、平成5年11月に環境基本法（平成5年法律第91号）が、平成7年3月には愛知県環境基本条例（平成7年愛知県条例第1号）が制定され、それぞれに「環境影響評価の推進」が位置付けられた。

こうしたことを受け、平成9年6月に環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）が、また、愛知県においては、平成10年12月に条例が制定され、これらは平成11年6月に完全施行され、現在に至っている。

法や条例が施行されて以降、愛知県において、現在までに法の対象事業20件、条例の対象事業16件の審査・指導が行われ、環境影響評価制度は環境に関する重要な施策として定着し、環境の保全に配慮した事業の実施の確保に一定の成果を挙げてきた。

2 対象事業の規模に係る要件の見直し

(1) 背景

法及び条例では、規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるものを環境影響評価の対象事業としており、条例では、法に基づく環境影響評価が不要と判断された事業を対象とする他、法を補完するために独自の対象事業を設定している。条例独自の対象事業の一つとして、主にばい煙^{*1}の発生による大気質への影響を考慮し、「製造業（物品の加工修理業を含む。）、ガスの製造若しくは供給の事業又は熱供給業の用に供するための工場又は事業場（以下「工場等」という。）の新設又は増設の事業」を定め、当該事業の規模に係る要件は、工場等で使用される燃料使用量又は原料の量を重油の量に熱量換算したもの（以下「燃料使用量等」という。）が1時間当たり11.25トン以上等^{*2}としている。

条例の施行以降、工場等においては、石炭、重油等から都市ガスや天然ガスへの燃料転換が進展し、さらに、近年においては、カーボンニュートラルの実現に向けて、水素、アンモニア等の新たな燃料の利活用が見込まれており、中部圏の自治体や経済団体等が一体となり設立した「中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議」においては、中部圏の水素・アンモニア需要量について、2030年には水素23万トン/年、アンモニア150万トン/年という目標値を掲げている。

水素、アンモニア、都市ガス及び天然ガスは、石炭、重油等の燃焼時と比較して、二酸化炭素の排出が少なく地球温暖化対策に資するとともに、窒素酸化物以外のばい煙の発生がないと見込まれ大気質への影響は低減される。しかし、工場等の新設又は増設の事業の規模に係る要件は燃料使用量等により定めており、燃料種別のばい煙の発生量の違いが考慮されていない。

※1 大気汚染防止法第2条において、「ばい煙とは、次に掲げる物質をいう。」とされている。

- ・ 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- ・ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ・ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質

※2 その他、水質汚濁防止法施行規則第1条の5第1項に規定する特定排出水の量が1日当たり7,500m³以上である場合も環境影響評価の対象事業となる。

(2) 工場等の新設又は増設の事業の規模に係る要件の見直し

ア 見直しの考え方

水素、アンモニア、都市ガス及び天然ガス(以下「環境負荷低減燃料」という。)のみを使用する場合においては、窒素酸化物以外のばい煙の排出が見込まれず大気質への環境影響が低減されるとともに、二酸化炭素の排出低減により地球温暖化防止対策に資することから、環境負荷低減燃料のみを使用する工場等の新設又は増設の事業について、対象事業の規模に係る要件を引き上げることが適当である。

なお、上記の燃料と同等の環境性能を有する場合には、環境負荷低減燃料として取り扱うことが適当である。

イ 環境負荷低減燃料を使用する場合の規模に係る要件

規模が大きい事業においては、地形改变、工事や施設の供用に伴う騒音など大気質以外の環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあることから環境負荷低減燃料を使用する場合にあっても、一定規模以上の工場等の新設又は増設の事業については、引き続き条例の対象事業とすべきであり、規模に係る要件の見直しに当たっては、条例の他の対象事業との整合性に留意する必要がある。

条例の対象事業の中で、ばい煙の発生による環境影響の観点から類似する事業として火力発電所の設置又は変更の工事があり、当該事業では出力 11.25 万 kW 以上のものを対象としている。当該出力における 1 時間当たりの燃料使用量を代表的な熱効率^{※3}により算出すると 19.9 t となる。

以上を踏まえると、環境負荷低減燃料のみを使用する工場等の新設又は増設の事業の規模に係る要件は 1 時間当たりの燃料使用量等を 20t とすることが適当である。

※3 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和四十五年法律第四十九号）においては発電事業者に対して火力発電の総合的な効率をベンチマーク指標として設定しており、2030 年度の目標値は 44.3% 以上とされている。

愛知県環境審議会総合政策部会における審議経過

開催年月日等	審議事項
諮詢 令和7年6月24日	○ 「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」知事からの諮詢
第1回 令和7年7月11日	○ 愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて
第2回 令和7年8月8日	○ 「愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて」（中間とりまとめ）（案）
パブリック・コメント 令和7年9月25日 ～令和7年10月24日	○ 「愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて」（中間とりまとめ）に対する県民意見の募集について
第3回 令和7年11月27日	○ 「愛知県環境影響評価条例の対象事業の規模に係る要件の見直しについて」（報告）（案）

愛知県環境審議会総合政策部会構成員

区分	氏名	職業
部会長	ふかさわ 深澤 龍一郎	名古屋大学大学院法学研究科教授
委員	あさかわ 浅川 晋	名古屋大学大学院生命農学研究科教授
同	いのうえ 井上 隆信	豊橋技術科学大学大学院工学研究科教授
同	おおいし 大石 弥幸	大同大学名誉教授
同	おさだ 長田 和雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
同	すぎやま 杉山 範子	東海学園大学教育学部教授
同	たかはし 高橋 祐介	名古屋大学大学院法学研究科教授
同	みなみ 南 雅代	名古屋大学宇宙地球環境研究所教授
同	わたなべ 渡邊 幹男	愛知教育大学教育学部教授
専門委員	なかしま 中島 裕子	日本労働組合総連合会愛知県連合会事務局長
同	はしもと 橋本 貴代	愛知県地域環境保全委員
同	やまなか 山中 繁	一般社団法人中部経済連合会価値創造本部社会実装推進部長

(委員、専門委員は五十音順、敬称略)